



# 消費生活センター くらしナビ

## 電気に関する勧誘トラブルに注意を！



### 助言



### 事例

10日ほど前に、大手電力会社を名乗る男性から「電気料金が安くなるので手続きが必要」と言って自宅に電話があった。聞かれるままに、検針票に書かれているお客様番号や供給地点特定番号、個人情報等を伝えた。今朝ポストに知らない会社名で電力の契約書と思われる封書が届いた。大手電力会社に電話をしたところ、その会社とは関係がないと言われた。電力の契約先が変更されていたようだ。元の契約先に戻したい。



平成28年4月1日に電力の小売全面自由化が始まり、約2年半が経過しました。消費者にとっては契約先の選択肢が増えましたが、その一方で「現在契約している大手電力会社との手続きの変更だと思って話を聞いたら、関係のない事業者との新たな契約になっていた」「契約に必要な手続きをした覚えがないのに、他の事業者から契約書が送られてきた」など、電気に関する勧誘トラブルの相談が寄せられています。

電気の契約を申し込む場合には、氏名、住所、お客様番号、供給地点特定番号を新たに契約する小売電気事業者に伝えることが必要となります。これらの情報は検針票に記載されていますが、事業者がこれらの情報を入手出来れば、消費者の意に反して電気の契約の切替え手続きを進めることも可能となります。大手電力会社やその関係会社であると装い勧誘する事例も見受けられますので、電気の契約に関する案内や勧誘を受けた際には、事業者に情報を伝える前に慎重に検討しましょう。

訪問販売、電話勧誘販売で契約した場合であれば、法律で定められた事項が書かれた契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフによって、契約は解除出来ます。

電気の小売全面自由化に関しては、**経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 (03-3501-5725)** でも相談を受け付けています。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）